

「罪に問われた障がい者」の支援の現状

「罪に問われた障がい者」の問題が世に問われて8年近くが経過としています。「刑務所に帰りがかった…」彼らの言葉が映し出すのは、彼らを支えるべき「福祉」の貧困と、「罪」とそれに対する「刑罰」に重きを置き社会復帰に至る道筋を重視しない刑事司法のあり方です。近年増加する高齢者の犯罪においても、同様のことが指摘されています。

こうした反省の上に立ち、現在「司法」と「福祉」が連携した新たな施策や取り組みが次々と行われています。本シンポジウムでは様々な支援の現状の報告と共に、海外における「罪に問われた障がい者や高齢者」の支援を紹介する中から、「司法」と「福祉」が連携した新たな刑事司法の仕組みを考えます。

9:30～9:40	開会挨拶	社会福祉法人 南高愛隣会（コロニー雲仙）理事長 田島良昭氏
実践報告 9:40～12:00	● 報告1 9:40～10:10	地域生活定着支援センターの活動報告 矯正施設退所後福祉への橋渡しを行う、「司法」と「福祉」をつなぐ存在として設置された地域生活定着支援センターの活動内容を報告します。 滋賀県地域生活定着支援センター 副所長 森嶋 友里子 氏
【コメンテーター】 堀江まゆみ氏 (白梅学園大学教授)	● 報告2 10:10～10:40	更生保護施設「雲仙・虹」に込められた願いと実践 矯正施設退所後行き場のない方を受け入れ社会復帰を支える更生保護施設。社会福祉法人初の更生保護施設として誕生し、4年目を迎える「雲仙・虹」（長崎県雲仙市）の取り組みを紹介します。 指定更生保護施設「雲仙・虹」施設長 前田 康弘氏
	● 報告3 10:40～11:10	矯正の現場から 医療少年院にて精神科医として障がいを抱えた非行少年のメンタルケアを実践している演者が我が国の矯正医療と矯正教育の現状を報告します。 関東医療少年院 医療課長 梶屋 二郎氏
	● 報告4 11:10～12:00	被疑者・被告人への支援 執行猶予や保護観察の段階から、知的・発達障がいのある方を、福祉事業所で受け入れ、必要な更生支援を行う新たな試みが長崎県で始まっています。この取り組みの中から「司法」と「福祉」の新たな連携の可能性を探ります。 社会福祉法人 南高愛隣会（コロニー雲仙）常務理事 阿部 百合子氏 長崎県弁護士会 弁護士 川端 克成氏
調査報告 12:00～13:00	● 報告1 12:00～12:30	イギリスにおける「Appropriate Adult（脆弱性を持った人の司法のための適切な支援者）」制度 被疑者に知的・精神障がいがある場合、被疑者と警察官のコミュニケーションを保障するイギリスの「Appropriate Adult（脆弱性を持った人の司法のための適切な支援者）」制度を紹介します。 弁護士 大石 剛一郎氏
【コメンテーター】 辻川圭乃氏 (弁護士)	● 報告2 12:30～13:00	「更生」を重視した刑事政策に向けて ～イタリア・ノルウェーの刑事政策から考える 刑罰の目的が被告人の更生であることが憲法に謳われているイタリア、刑務所に高齢者がほとんどいないノルウェー、この二つの国の姿から新たな刑事司法のあり方を考えます。 龍谷大学法科大学院教授 浜井浩一氏

「累犯障がい者」を知っていますか？

「累犯障がい者」という言葉を聞いたことがありますか。「万引き」や「窃盗」という軽微な犯罪を繰り返し、刑務所への出入りを繰り返す障がい者たち。彼らは「福祉」のネットワークからも漏れ、取り調べや裁判の段階でもハンディキャップへの支援まではいきとどいていません。そんな彼らにはどのような支援が求められているのでしょうか。

14:00～14:10	開会挨拶	内閣府政策統括官（共生社会政策担当） 村木厚子氏
基調講演 14:10～14:50		「累犯障がい者」との出会い 作家（元衆議院議員） 山本 讓司氏 山本讓司：早稲田大学卒。公設秘書、都議会議員を経て、'96年に衆議院議員に当選。'00年政策秘書給与の流用事件を起こし、実刑判決を受ける。433日に及んだ獄中での生活を綴った『獄窓記』をはじめ『続 獄窓記』『累犯障がい者』が大きな反響を呼ぶ。
報告 14:50～15:20		「罪に問われた障がい者」への支援の新たな取り組み 長崎県地域生活定着支援センター 所長 伊豆丸 剛史氏 最高検察庁 総務部長 林 眞琴氏 弁護士 川島 志保氏 (休憩 15分)
鼎談 15:35～16:50		取り調べの現場に期待するもの コミュニケーション能力に障がいを抱える人たちにとって「取り調べ」は海外旅行でその国の言葉が通じない状況と似ています。全面可視化が検討され、知的障がい者の通訳的な「助言・立会人」が試行される中、取り調べの現場には何が期待されているのでしょうか。映画『それでもボクはやってない』で日本の裁判制度にすどく切り込んだ周防正行氏、検察のあり方について積極的な報道を続ける江川紹子氏、取り調べを受けた当事者である村木厚子氏と共にこの問題を考えます。 ジャーナリスト 江川 紹子氏 映画監督 周防 正行氏 内閣府政策統括官（共生社会政策担当） 村木 厚子氏 コーディネーター：NHKチーフ・ディレクター 小宮英美氏
16:50～17:00	閉会挨拶	「共生社会を創る愛の基金」運営委員会 座長 浅野史郎氏 慶應義塾大学 教授

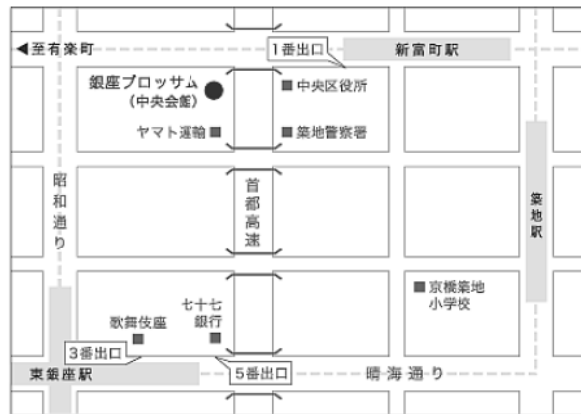
「共生社会を創る愛の基金」について

「障がい者にとっての適正な刑事司法プロセスを保障し、社会復帰を進める仕組み」を確立し、「すべての人が年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、地域と一緒に暮らし続けたいという「共生社会」を実現するために、以下の三つの事業を中心に実施します。

- ① 「罪に問われた障がい者」の支援に関する **調査研究事業**
- ② 「罪に問われた障がい者」を支援する先駆的な取り組みや調査研究への **助成事業**
- ③ シンポジウムの開催、書籍の発行等を通じた **広報・啓発活動**

※ この活動を応援して下さる賛同人、賛同企業・団体を募集しています ※

〈会場アクセス〉



- ◆ 東京メトロ有楽町線 新富町駅1番出口（中央区役所方面から）徒歩1分
- ◆ 東京メトロ日比谷線 東銀座駅3・5番出口（歌舞伎座方面から）徒歩8分
- ◆ 都営地下鉄浅草線 東銀座駅3・5番出口（歌舞伎座方面から）徒歩8分
- ◆ 江戸バス（中央区コミュニティバス）「中央区役所」停留所から徒歩1分

会場は飲食禁止となっています。会場近辺のレストラン等をご利用下さい。

「共生社会を創る愛の基金」 設立記念シンポジウム

第1部

「罪に問われた障がい者」 の支援の現状



第2部

「累犯障がい者」を 知っていますか？

鼎談 取り調べの現場に期待するもの



ジャーナリスト
江川 紹子氏



映画監督
周防 正行氏



内閣府政策統括官
(共生社会政策担当)
村木 厚子氏

「罪に問われた障がい者」の支援の現場。上:地域生活定着支援センターによる面談風景、下:更生保護施設「雲仙」で通所者を送り出す「新入」旅立ちを祝う会。

犯罪の疑いのある人の取り調べや、裁判、罪を償う矯正やその後の社会復帰という刑事司法の分野については、これまで「特殊な人たち」の世界と考えられ、あまり光が当てられてきませんでした。しかし、実情を見てみると、受刑者の14に知的障がいの可能性があったり、社会に受け入れられるすべを知らず犯罪を繰り返し刑務所への出入りを繰り返す「累犯障がい者」が数多くいたり、コミュニケーションに障がいがあるため十分な取り調べや裁判を受けられない人たちが多くいることが分かってきました。村木厚子さんは「郵便不正冤罪事件」で164日間拘留された体験から、こうした方たちへの支援の必要性を痛感し、国家賠償金を社会福祉法人 南高愛隣会へ寄付し、これを基に「共生社会を創る愛の基金」が立ち上げられました。

ここに基金の設立を記念するシンポジウムを開催し、様々な分野の関係者が集い、「罪に問われた障がい者」への様々な支援の紹介と共に、「司法」と「福祉」の新たな連携の仕組みを考えます。多くの方の参加をお待ちしております。

2012（平成24）年

7/8 日

第1部	9:30~13:00	資料代	4,000円 (当日支払)
第2部	14:00~17:00	入場	無料

（第1部・第2部を通してお聞きいただけます）

会場 銀座ブロッサム（銀座中央会館） 東京都中央区銀座2丁目15-6

主催：共生社会を創る愛の基金（社会福祉法人 南高愛隣会）

定員 **900** 名

（第1部・第2部を通して
お聞きいただけます）

シンポジウムの参加を希望される方は、申込用紙
をFAX、またはウェブ上にてお申込み下さい。

FAX 0957-77-3966
H P http://www.airinkai.or.jp

お申込み締め切り日

2012年6月28日(木)

お問い合わせ先

「共生社会を創る愛の基金」設立記念シンポジウム事務局（社会福祉法人 南高愛隣会）
〒859-1215 長崎県雲仙市瑞穂町古部甲1572（担当：本田）
TEL 0957-77-3600(代) E-mail ainokikin@airinkai.or.jp